

■基本協定書質問一覧

No.	資料名	タイトル	該当箇所									質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ			
1	基本協定書(案)	県及び事業予定者の義務	1	2	2								第二文(但し書き)によって、審査委員会又は県の要望に基づく要求水準に違反しない範囲でのスペックアップが無条件に容認されるものではなく、あくまでも当該要望事項については合理的な範囲で尊重されるべきという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	基本協定書(案)	(目的)	1	1	条								「事業予定者が本事業を遂行する目的で設立する特別目的会社」とあるが、事業予定者の定義にはSPC構成員と協力会社が含まれてしまっているため、「構成員が本事業を遂行する目的で設立する特別目的会社」としていただけないか。	「事業予定者」を「構成員」に修正します。
3	基本協定書(案)	(特別目的会社の設立)	1	3	条								「事業予定者は、本協定締結後速やかに、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として特別目的会社を青森県内に設立し、」とされているが、事業予定者の定義にはSPC構成員と協力会社が含まれてしまっているため、「構成員は」等の表現に変更いただけないか。	「事業予定者」を「構成員」に修正します。
4	基本協定書(案)	株式の譲渡等	2	4	2 3								県は合理的理由なく本条項で定める承諾を拒み又は遅延し、保留することは無いという理解でよろしいでしょうか。	特別目的会社の株式への担保権設定については事業契約第112条の協議を想定しており、かかる協議が調ったときは、担保権設定を承諾します。
5	基本協定書(案)	事業契約	3	6	1								本項で定める青森県議会の議決の両方又は一方がなされない場合に事業予定者が被った損害等は貴県に賠償していただけるという理解でよろしいでしょうか。	議会の議決が得られず契約が不調となったときの費用負担については第9条に定めるとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
6	基本協定書(案)	事業契約	3	6	6							入札金額の10分の1は消費税を含みますでしょうか。計算方法を御教示賜りたく存じます。	入札金額に消費税を加算した金額の10分の1となるよう、該当箇所を修正し、近日中に公表します。
7	基本協定書(案)	事業契約	3	6	6							帰責者責任の原則に倣い、先ずは第3項のいずれかの事由に該当した事業予定者が連帯して負担するものとし、それでも貴県の債務が満足されない場合に限り、事業予定者全員が連帯して負担する建付けとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
8	基本協定書(案)	(事業契約)のうち、暴対法違反	3	6	6	-	-	-	-	-	-	第6条第3項のいずれかの事由が生じた場合、県は違約金を請求することができますが、事業契約が締結されなかった場合に違約金が課せられるとの理解でよろしいでしょうか。	第6条第3項の違約金が課せられるのは、事業契約の契約締結・不締結とは関係ありません。
9	基本協定書(案)	事業契約	4	6	7							事業予定者のいずれかの責めに帰すべき事由における、いずれかとは基本協定のいずれかの事象を意味しておられますでしょうか。	事業予定者のうちのいずれかの者の責めに帰すべき事由、という趣旨です。「いずれか」は事象を指すものではありません。
10	基本協定書(案)	事業契約	4	6	7							入札金額の10分の1は消費税を含みますでしょうか。計算方法を御教示賜りたく存じます。	No.6をご確認ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
11	基本協定書(案)	事業契約	4	7	2							入札金額の10分の1は消費税を含みますでしょうか。計算方法を御教示賜りたく存じます。	No.6をご確認ください。
12	基本協定書(案)	事業契約	4	6	7							本項に定める「事業予定者のいずれかの責めに帰すべき事由」には、次項(第8項)に定める「参加資格要件を満たさなくなった」事由は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	基本協定締結から事業契約締結までに、事業予定者が参加資格要件を満たさなくなり、事業契約に至らなかった場合は、第6条第7項の違約金の対象となります。
13	基本協定書(案)	事業契約	4	6	7							帰責者責任の原則に倣い、先ずは本条で定める帰責者が連帯して負担するものとし、それでも貴県の債務が満足されない場合に限り、事業予定者全員が連帯して負担する建付けとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
14	基本協定書(案)	事業契約	4	6	7							該当事由が無制限に拡散されるため、本条項自体を削除していただくか、又は少なくとも本条項で定める違約金支払い義務を削除し、一般的な損害賠償責任規定としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
15	基本協定書(案)	事業契約	4	6	7							本条項の対照解釈として、貴県の責めに帰すべき事由により事業契約が締結に至らない場合は、貴県が事業予定者に対して同様の違約金をお支払いいただくか、又は損害賠償の責に任じていただけないという理解でよろしいでしょうか。	事業契約の締結協議の不調に関し、県の違約金はありません。
16	基本協定書(案)	事業契約	4	6	8							落札決定後においてまで事業予定者が入札参加資格喪失リスクを負わなければならないのは、事業予定者を長期にわたり不安定な状況に置くことであり極めて過酷な措置といえ、また、貴県にとっても落札者との契約不締結リスクを必要以上に高めるという点において実益に乏しいと思われることから本条項の削除をご検討いただけませんか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所									質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ		
17	基本協定書(案)	(事業契約)のうち、事業予定者の責による契約不締結	4	6	8	-	-	-	-	-	-	本条第7項が事業契約締結に至らなかった場合の措置について定めたものであり、第8項は参加資格要件を満たさなかった場合の措置について記載されており、当該条文には違約金の規定が記載されておりません。参加資格要件の喪失による事業契約の不締結の場合は違約金が課されないとの理解でよろしいでしょうか。基本協定締結から事業契約締結まで最大5か月程度の期間となるため、事故等による指名停止措置を受ける可能性があり、入札への参加判断において、過大なリスクだと認識しています。	参加資格要件の喪失による事業契約の不締結の場合の違約金については、No.12をご確認ください。
18	基本協定書(案)	談合防止	4	7	1							帰責者責任の原則に倣い、まずは各号の一に該当する者が連帯して負担するものとし、それでも貴県の債務が満足されない場合に限り、事業予定者全員が連帯して負担する建付けとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
19	基本協定書(案)	談合防止	4	7	1							事業契約第86条第1項第3号に定める事由により事業契約が解除された場合は、同契約第97条第1項に基づき事業者には違約金が課せられますが、そうしますと本条項に基づく違約金と併せ二重に違約金が課せられることになり、事業予定者にとってあまりに過酷です。したがって、事業契約第86条第1項第3号に定める事由により事業契約が解除された場合は本条項は適用されないものとしていただけないでしょうか。	本事業の入札において談合等があった場合には基本協定第7条に基づく違約金を課すこととなります。 その場合、事業契約に基づく違約金を課すことはありません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所									質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ		
20	基本協定書(案)	(事業契約)のうち、独禁法違反	4	7	-	-	-	-	-	-	-	<p>本事業の独禁法違反に該当したときは、「事業契約が締結されたか否かにかかわらず、また事業契約が締結された場合は県が事業契約を解除するか否かにかかわらず」、違約金を支払わなければならないとありますが、独禁法違反により事業契約が締結されなかった場合、第6条第7項による違約金が重複して課されることはないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>独禁法違反の違約金と事業契約が締結されなかったときの違約金は別の性質を有するものであるが、第6条第7項と第7条第1項が重複するような記載としないよう修正することとし、近日中に公表します。</p>
21	基本協定書(案)	事業契約締結不調の場合における処理	5	9	1							<p>第6条第1項で定める青森県議会の議決がなされず、又は貴県の責めに帰すべき事由により事業契約が締結されない場合は、貴県において事業予定者に対する損害賠償義務が生じるものと理解しておりますが、相違ないでしょうか。</p>	<p>議会の議決が得られず契約が不調となったときの費用負担については第9条に定めるとおりです。質問に記載される場合に県の損害賠償を認めるものではありません。</p>
22	基本協定書(案)	遅延損害金	5	10								<p>貴県が事業予定者に対して支払うべき金銭債務の負担等に関しても本条で定める遅延損害金規定が適用されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>この基本協定において、県が事業者に対して金銭債務を負担する条項はありません。従って、県の遅延損害金規定を定める必要はありません。</p>